

## 第 8 章 広域連携の推進

### 1. 広域連携の必要性

京都府の人口は 2035 年には 2015 年と比べると約 1 割減少し、特に人口 1 万人以下の小規模自治体においては 2～3 割程度減少すると見込まれています。府内の給水量は、人口減少に伴い 10 年前に比べて 1 割程度減少しておりますが、今後も人口減少に伴い減少傾向は続く見込みです。また、給水量の減少は給水収益の減収にもつながりますので、更なる経費節減等による経営の効率化とともに、料金改定等により収入の確保を図らないと現行の水道事業の運営基盤すら維持することが困難となってしまいます。

そのような中、高度成長期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後、施設の更新が急務となっております。府内の管路更新率は 0.65%（平成 26 年度）となっており、このままいくと全ての管路の更新は約 150 年を要するものとなっております。

南海トラフ地震等の巨大地震についても、いつ発災してもおかしくない状況とも言われており、国は水道の基幹管路の耐震適合率を平成 34 年度末までに 50%以上にすることを目標に耐震化の取組みを求めてきているところです。しかし、基幹管路の耐震適合率は、全国平均 37.2%に対して、京都府平均は 31.1%と取組みが遅れています。そのような中、府内の水道事業に携わる技術職員は 50 歳以上が約 3.5 割を占めており、今後 10 年で大部分が退職する見込みとなっております。また、中小規模の水道事業者において、定員削減等により配置職員が少数となっていることや水道事業部局を越えた頻繁な人事異動による職員の専門性の低下により、職員による非常時の対応力不足も懸念されています。このままでは、更新、耐震化の必要な工事の発注、施工管理ができない事態を招くとともに、大規模災害や漏水事故等の緊急対応が困難となるおそれがあります。災害・事故により水の供給が止まることは、非常時における府民への負担・影響が甚大な事態に直結します。

このように、府内の水道事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増すばかりとなっており、現行のままでは安定的な経営を続けることが困難となるおそれが強くなっています。国は、中長期的な経営計画である経営戦略の策定を水道事業者に対し要請し、その策定に当たっては、広域的な連携強化についても、地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための一方策として検討するよう求めてきております。水道事業の広域連携については、企業団化などの事業統合に限らず、経営の一体化、維持管理業務や総務系の事務処理などの管理の一体化、浄水場などの施設の共同化など様々な方策について、幅広く検討することが必要です。

この京都水道グランドデザインで掲げている将来目標の実現に向け、各水道事

業者は個別の取組と併せ、中長期的な観点から多種多様な広域連携の必要性について検討を行い、現行体制では限界があると判断したときに、厚生労働省の「新水道ビジョン」で掲げられている「発展的広域化」による運営基盤の強化を推進していく必要があります。

## 2. 発展的広域化の推進

### (1) 取組の方針

府内では、これまで市町村合併に伴う水道事業の統合以外に、他水道事業者間での統合事例はありません。水道事業者において事務的な連絡協議会を設置し意見交換等を図っているところもありますが、広域化を推進する主体とはなっておりません。

今回のグランドデザインの策定作業を通じて、アンケート等により広域化についての意識を確認したところ、「経営状況が異なるため経営統合は難しい」「地理的な問題から広域化は難しい」等の消極的な意見が多かったところですが、一部に「府及び府下の市町村が連携して取り組む必要がある」という意見もありました。水道事業者間の立場や考え方には温度差があり、積極的に広域化を推進する立場を表明しているところはありません。

しかし、将来の厳しい経営環境を見据えて、地域の実情に応じた広域連携により経営の効率化、運営基盤の強化、サービス水準の確保を図る必要があると考えられます。

水道事業の広域連携に向けた取組については、厚生労働省の「新水道ビジョン」により示された発展的広域化の考え方を取り、その地域で比較的取組が容易な方策から段階的に取り組む必要があります。

図表〇 広域化についての主な意見

	主な意見	期待する効果
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町との連携により民間委託のメリットが図れる。</li> <li>・府及び府下の市町村が連携して取り組む必要がある。将来ビジョンを共有し、可能な範囲で取り組むべきと考える。</li> <li>・広域的な維持管理、人材確保や技術継承など検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営に係るコスト削減が図れる。</li> <li>・事業基盤の強化、安定化を図り、将来的に持続可能な給水サービスが確保できる。</li> <li>・統合により技術や事務における共通業務の効率化が図れる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的な問題から広域化は難しい。また、広域化が有効な手段とは考えていない。</li> <li>・各事業体で経営状況が異なるため経営統合は難しい。</li> <li>・現時点では、将来的に統合することが受益者にとって有意義であると考えにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体と経営状況も施設の状態も変わらないため効果はないと考える。</li> <li>・統合への経費がかかりすぎる。</li> <li>・財政状況の格差が課題である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合を進めるには、受益者が納得する説明が必要。</li> <li>・広域化や管理の一体化について、一定の理解をするが、事務側だけでなく事業体（首長レベル）としての検討が必要。</li> </ul>	

出展：市町村水道事業実態調査（平成28年6月実施）

## （２）発展的広域化に向けた取組

まずは、個別の水道事業者において、経営戦略の策定等を通じて、現状と将来の状況を把握し、各水道事業者の関係者の間で危機感を認識し共有する必要があります。府は水道事業者とともに将来のあり方を共に考え、議論する場を設定し、議論をけん引しながら、水道事業者間の調整を行い、検討を促進していく役割を果たしていきます。また、全国の先進的な取組について、最新情報を収集するとともに、その後の経過を観察する等して適宜情報提供を行っていきます。

しかし、現在のところ各圏域において、個別業務に関する連携や将来の水道事業のあり方等についての議論は深まっておりません。そのため、最初から事業統合や経営の一体化といった広域化を念頭に入れた検討の場を設置することは時期尚早と考えられます。当初は各水道事業者の抱える課題や施設の配置、更新時期、委託の状況等について情報共有を図り、施設の相互訪問や人事交流等を実施して近隣水道事業者がお互いの理解を深める等、個別に課題解決に向けた連携方策を模索していくことが現実的であると考えられます。

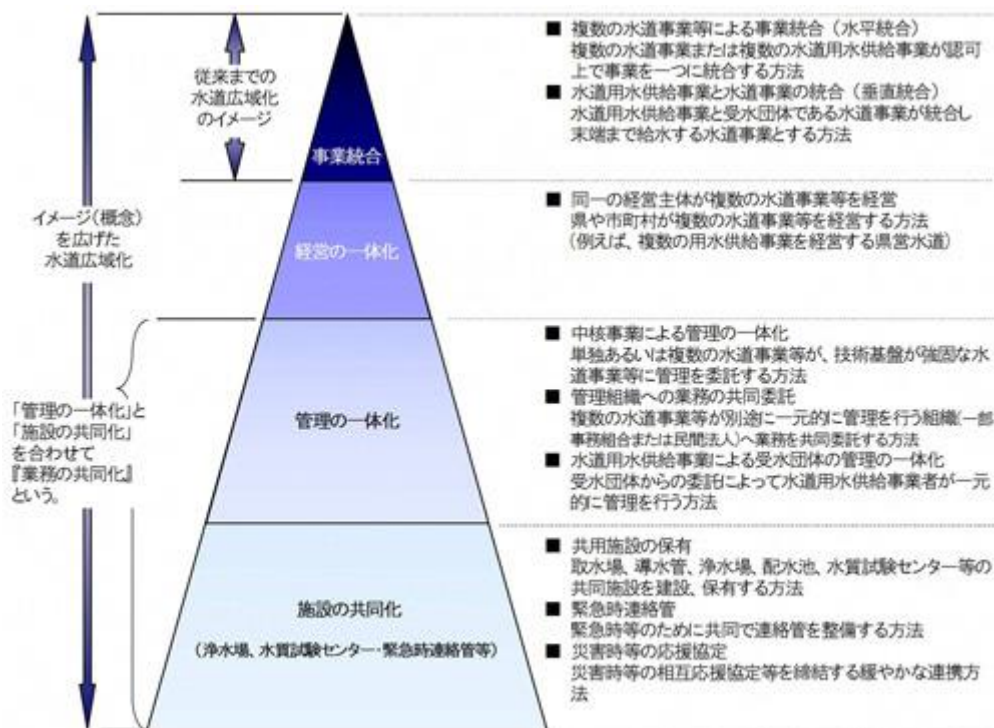
府は、現在設置している市町村水道事業連絡会議やテーマ別検討グループ会議等の既存体制を活用して、地域の実情や課題に応じて意見交換し、水道事業

者間の連携方策について検討を促していきます。広域化を進めるために、業務レベルの均質化を図ることや各水道事業者間の共通認識を深めていく等、地道な作業を進めていくことが必要であると考えております。

その他、連携方策の検討の進捗に応じて、更なる支援の必要性について検討していくことも必要であると考えております。

実現可能な分野から広域連携を実施した水道事業者においては、水道事業者間の連携を更に強化し、業務の連携範囲の拡大を図る等、更なる広域化の推進について可能性を検討し続けていく必要があります。府は、このような広域化の推進に係る取組についても、必要な調整や支援の検討をしていきます。

以上の取組を積み重ねることにより、人口減少社会が深化する将来を見据えて経営基盤を強化するために、水道事業者間での具体的な広域化に向けた検討が順次展開されていきます。その中で、圏域内で共通の課題を解決するために、水質データ管理の一体化や事業統合による企業団設立等の地域の実情に応じた形態での広域化に向けた取り組みが達成されるよう、府の役割を果たしていきます。



図表〇 新たな水道広域化のイメージ（水道広域化検討の手引き（平成 20 年度）より）